

令和 6 年 9 月 日

乙訓地域の医療機関 各位

乙訓二市一町への主治医意見書の提出方法が変わります

平素は、乙訓二市一町の福祉行政について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

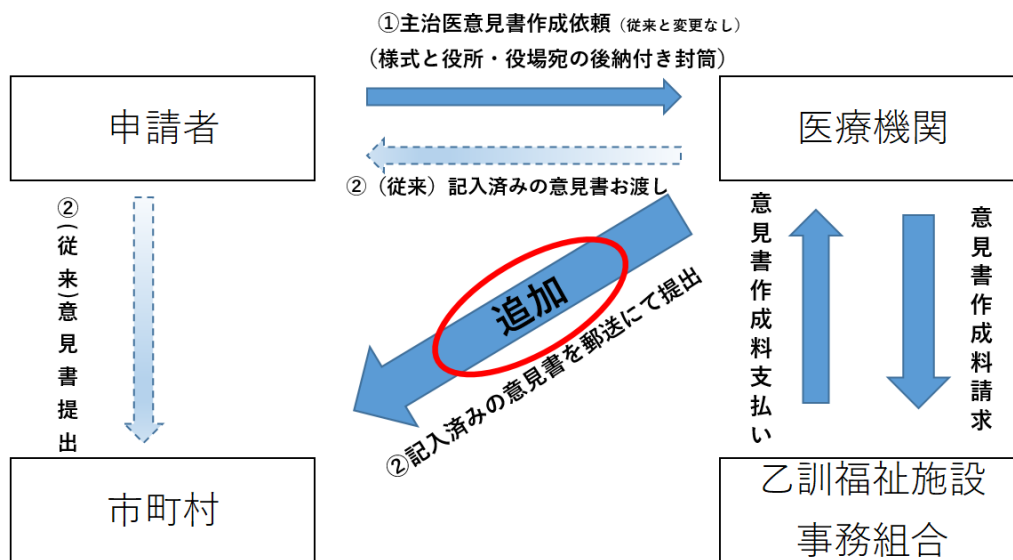
令和 6 年 10 月より、介護保険認定事業及び障害支援区分認定事業に用いている主治医意見書の返信用封筒を、後納郵便付きの封筒に変更いたします。これにより、主治医意見書作成後に医療機関から申請者・ケアマネジャー・相談支援専門員へ手渡し、または各医療機関による郵送（発送者負担）でのご提出という従来の方法に加え、受取人負担による郵送提出が可能となります。

医療機関の皆様には運用の変更によりお手数をおかけいたしますが、申請者・ケアマネジャー等の負担軽減のため、何卒ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、変更後しばらくは、後納郵便付きの封筒と従来の郵送できない封筒が混在すると思われるので、封筒ごとにご対処いただけますと幸いです。

今後とも、円滑な認定事業にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和 6 年 10 月以降



—お問い合わせ先—

向日市
高齢介護課
TEL.075-874-2591（直通）
障がい者支援課
TEL.075-874-3593（直通）

長岡京市
高齢介護課
TEL.075-955-9702（直通）
障がい福祉課
TEL.075-951-9710（直通）

大山崎町
健康課
TEL.075-956-2101（代表）
福祉課
TEL.075-956-2101（代表）

6 1 7 8 7 9 0

料金受取人払郵便



差出有効期間
令和8年3月
31日まで

り切
ま手
せんはい
。

京都府長岡京市開田一丁目一番一号

長岡京市役所 行

主治医意見書 在中



※裏面の送付先のご記入もお願いします

送付先の部署に☑をご記入下さい

☐ 障がい福祉課

障がい支援係

☐ 高齢介護課

介護保険係